

令和 8 年度	工 事 名	小湾橋耐震補強工事（R8）	
	施工地名	那覇港浦添ふ頭地区	
	工 期	契約締結日の翌日	から 令和9年2月26日

特 記 仕 様 書

第 1 条（共通仕様書の適用）
本工事の施工に当たっては、沖縄県土木建築部制定の「土木工事共通仕様書」に基づき実施しなければならない。
第 2 条（共通仕様書に対する特記及び追加事項）
土木工事共通仕様書に対する特記及び追加事項は、下記のとおりとする。

特 記 仕 様 書						[沖 縄 県]
章	節	条	見出し	項	特 記 及 び 追 加 仕 様 書 事 項	
		3	一般事項	1	本工事は本特記仕様書及び図面に基づき施工するものとし本特記仕様書に記載されていない事項は、土木工事共通仕様書、土木工事施工管理基準（土木建築部制定）及びその他の参考図書に準じて施工しなければならない。 施工は本特記仕様書、図面を優先し、土木工事共通仕様書、土木工事施工管理基準、並びに、その他の参考図書の順とする。	
			2	受注者は、工事の施工に際し、着手前及び施工中に設計図書に不明な点、もしくは疑義が生じた場合には、速やかに監督職員と協議しなければならない。		
			3	本工事は、「リサイクル原則化ルール」の実施に努め、「沖縄県土木建築部における公共建設工事の分別解体等・再資源化等及び再生資源活用実施要領について」に基づき施工しなければならない。		
			4	主任技術者及び監理技術者の雇用関係について		
			1	建設業法第26条の規定により、工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者は、受注者（企業）と入札執行日以前に3カ月以上の雇用関係が成立していなければならない。		
		2	受注者は、着手届と共に、工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者の雇用関係を証明する書類（監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料等の写し）を提示しなければならない。			

特 記 仕 様 書					[沖 縄 県]
章	節	条	見出し	項	特 記 及 び 追 加 仕 様 書 事 項
		5	施工体制台帳	1	受注者は、施工体制台帳を作成し工事現場に備えるとともに、監督職員に提出するものとする。様式は、（技術・建設業課HP→工事関係（土木・営繕）→施工体制台帳参考様式）参照。
		6	現場の管理	1	受注者は、監理技術者、主任技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させるものとする。
		7	現場事務所の設置	1	受注者は、工事現場内、又は現場付近に現場事務所を設置しなければならない。 事務所内には、本工事の概要、実施工程表、組織表、天気図、その他必要事項を一目で理解できるよう作成し、掲示すること。
		8	疑義の解釈	1	受注者は、工事着手前に必要な調査、測量を行い設計図書を確認すると共に仕様書及び設計図書の記載事項に疑義を生じた場合は、すべて監督職員と協議し、施工しなければならない。 なお、協議を怠って生じた損害は、すべて受注者の負担とする。
		9	工事進捗状況の報告について	1	受注者は、毎月の工事の進捗状況を翌月の3日までに監督職員へ報告しなければならない。
		10	県産品の優先使用について	1	本工事に使用する資材等は、県内で産出、生産又は製造された資材等で、その規格、品質、価格等が適正である場合はこれを優先して使用するよう努めなければならない。
				2	完成通知書の添付書類として「県産建設資材使用状況報告書」を提出すること。
		11	下請業者の県内企業優先活用	1	受注者は、下請契約の相手方を県内企業（主たる営業所を沖縄県内に有するもの）から選定するように努めなければならない。
		12	ダンプトラック等による過積載等の防止について	1	土砂、資材等の運搬にあたっては、積載超過のないようにするとともに、交通安全管理を充分に行うこと。
				2	過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
				3	資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。
				4	さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りすることのないようにすること。
				5	「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下「法」という。）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
				6	下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。

特 記 仕 様 書					[沖 縄 県]
章	節	条	見出し	項	特 記 及 び 追 加 仕 様 書 事 項
		13	標準操作方式建設機械（バックホウ）の使用について	7	第1項から第6項のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。
		14	排出ガス対策型建設機械の原則化について	1	本工事の施工に当たり、建設機械（バックホウ）を使用する場合は、標準操作方式に指定された建設機械を使用するように努めること。
				1	本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は原則として、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成14年4月1付け国総施設第225号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。
				2	一般工事用建設機械〔ディーゼルエンジン出力 7.5から272kW〕 ・バックホウ ・ホイールローダ（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機 ・空気圧縮機 ・油圧ユニット（基礎工事用機械で独立したもの） ・ローラ類 ・ラフテレーンクレーン
		15	建設リサイクルの推進について	1	受注者は、本工事で発生する建設廃棄物について、「建設リサイクル法」、「資源有効利用促進法」、「廃棄物処理法」等を遵守し、適正な収集運搬及び処分等を行うこと。
				2	受注者は、下請業者に対して「建設リサイクル法」第12条第2項に基づき告知しなければならない。
				3	受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、「再生資源利用計画書」を「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」により作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。 また、土砂を再生資源利用計画書に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。
				4	受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、「再生資源利用促進計画書」を「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」により作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。
				5	受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。
				6	受注者は、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が適正であることについて法令等に基づき確認しなければならない。

特 記 仕 様 書					[沖 縄 県]
章	節	条	見出し	項	特 記 及 び 追 加 仕 様 書 事 項
		16	ゆいくる材について	7	また、確認結果を再生資源利用促進計画書に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。 受注者は、建設発生土を再生資源有効利用促進計画書に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画書に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合には受領書の写しを提出しなければならない。
				8	受注者は、その計画書に従い建設廃棄物が適切に処理されたことを確認し、工事完成時には法令等に基づいた「再生資源報告書」及び「建設副産物情報交換システム（コブリス・プラス）」により作成した「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出しなければならない。
				9	本工事は、建設副産物情報交換システム（コブリス・プラス）の登録対象工事である。
				1	（ゆいくる材の利用） 本工事で使用するリサイクル資材は、特定建設資材廃棄物を原材料とするゆいくる材に限り、原則「ゆいくる材」とする。それ以外を原材料とするゆいくる材は率先して使用することとする。 ゆいくる材がない離島等での工事の場合は、ゆいくる材以外の再生資材を使用することができる。この場合においても受注者は「ゆいくる材品質管理要領」に準じて品質管理を実施しなければならない。 また、ゆいくる材の在庫がない等により使用できない場合は、監督職員と協議すること。
				2	（建設廃棄物の搬出） 1) 受注者は、工事で発生した建設廃棄物について、ゆいくる材の認定を受けた施設、またはゆいくる材の認定を受けていないが、再資源化後にゆいくる材製造業者へ原材料として出荷している施設へ搬出すること。ただし島内に当該施設がない場合はこの限りではない。 2) 本工事における再資源化に要する費用（運搬費を含む処分費）は、前述に掲げる施設のうち、受入条件の合う中から、運搬費と処分費（平日受入費用）の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。従って正当な理由がある場合を除き、再資源化に要する費用の変更は行わない。
				3	（ゆいくる材の品質管理） 1) ゆいくる材の品質管理にあたっては、「土木工事施工管理基準」のほかに「ゆいくる材品質管理要領」に基づいて行うこと。 2) 受注者は、工事請負金額が500万円以上でゆいくる材を使用する場合、着手後に（公財）沖縄県建設技術センタ

特 記 仕 様 書					[沖 縄 県]
章	節	条	見出し	項	特 記 及 び 追 加 仕 様 書 事 項
					一あてに「ゆいくる材品質管理依頼」を行い、必要書類の交付を受けなければならない。 3) 受注者は、路盤材のサンプル送付試験のサンプル採取、及び現場への資材初回搬入時と敷均し転圧完了後の現場簡易試験を監督職員等の立会のもと実施しなければならない。 4) 受注者は、路盤材の現場簡易試験が終了した場合、速やかに監督職員に試験結果を報告しなければならない。 4 (完成時の提出) 受注者は、完成通知書の添付書類として、以下の書類及び電子データを監督職員に提出しなければならない。 ・ ゆいくる材利用状況報告書 ・ ゆいくる材出荷量証明書 ・ 再生資源利用実施書、同利用促進実施書 1 受注者は、工事の施工にあたっては、「沖縄県赤土等流出防止条例」、「土壌汚染対策法」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「水質汚濁防止法」、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」及びその他環境保全に関する法令等を遵守し、その対策については工事着手前に現場状況の調査、検討を十分に行い、監督職員の確認を得た上で施工を行うこと。 1 原則として、原材料にアスベストを含んだ建設資材を使用しないこと。確認にあたっては、メーカーが発行する「アスベストを原材料としていない旨の証明書」などにより行うこととする。 1 本工事は、電子納品対象工事とする。 電子納品とは、調査、設計、工事などの各段階の最終成果品を電子データで納品することをいう。 ここでいう電子データとは、各種電子納品要領等（以下、「要領」）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。 1 工事完成図書は、「要領」に基づいた電子データとなっているか、（公財）沖縄県建設技術センターにて確認を受け、「確認証」の発行を受けること。 工事完成図書は、電子媒体（CD-R等）で（正）1部提出すること。 2 「要領」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議の上、電子化のファイルフォーマットを決定すること。 なお、「紙」による提出物は、監督職員と協議の上決定すること。 1 本工事は、沖縄県が指定する情報共有システム（沖縄県CALSシステム）を使用するものとする。
		17	環境対策等について		
		18	アスベスト含有建設資材の使用禁止について	1	
		19	電子納品	1	
		20	工事完成図書の提出	1	
		21	情報共有システムの使用	1	

特 記 仕 様 書					[沖 縄 県]
章	節	条	見出し	項	特 記 及 び 追 加 仕 様 書 事 項
		22	沖縄県CALSシステム使用許諾料の支払い	1	現場事務所等に、沖縄県CALSシステムが推奨するパソコンOS 及びブラウザの環境を整えること。なお、現場条件等により当該整備が不可能な場合は、監督員と協議すること。
		23	高度技術・創意工夫・社会性に関する事項の実施について	1	情報共有システムとは、業務や工事の履行期間中において、受発注者間でインターネットを介して協議簿、図面等の各種データのやり取りを行い、情報共有サーバーを用いてそれらのデータを共有・交換するものである。
		24	公共事業労務費調査等に対する協力	1	受注者は、沖縄県CALS システムの利用にあたっては沖縄県とCALS運営会社で定めた使用許諾料を、沖縄県CALSシステムを運営している者に支払うこと。
				2	受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了までに提出することができる。また、提出された内容については、工事成績の評価対象になる。
				3	本工事が公共事業労務費調査等の対象工事となった場合、調査票等に必要な事項を正確に記入し、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の完成後においても、同様とする。
				4	調査票等を提出した事業所を事後に訪問して行う調査・指導等の対象になった場合、その実施に協力しなければならない。また、本工事の完成後においても、同様とする。
				5	公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従って就業規則を作成するとともに、賃金台帳を調製・保存する等、日頃より雇用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかななければならない。
				6	本工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前3項と同様の義務を負う旨を定めなければならない。
		25	暴力団員等による不当介入の排除対策	1	受注者は、当該工事の施工に当たって「沖縄県土木建築部発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書（平成19年7月24日）」に基づき、次に掲げる次項を遵守しなければならない。なお、違反したことが判明した場合には、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。
				2	暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
				3	暴力団員等から不当要求による被害又は工事妨害を受けた場合は、速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
				4	排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じる恐れがある場合は、速やかに監督職員と工程に関する協議を行うこと。

特 記 仕 様 書					[沖 縄 県]
章	節	条	見出し	項	特 記 及 び 追 加 仕 様 書 事 項
		26	ワンデーレスポンスの実施	1	この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。
				2	「ワンデーレスポンス」とは受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応することである。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。
				3	受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議を行うこと。 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。
		27	ガイドライン等の遵守について	1	設計変更等については、契約書18条から24条及び共通仕様書1-1-1-15から1-1-1-17に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン」（沖縄県土木建築部）及び「工事一時中止に係るガイドライン」（沖縄県土木建築部）によるものとする。
				2	「設計図書の照査」については、「設計図書の照査ガイドライン」（沖縄県土木建築部）を参考とする。
		28	本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合の取扱いについて	1	本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合にあたって、変更協議または関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率（元契約額÷元設計額）を変更設計額または関連工事の設計額に乗じた額で行う。
		29	設計図書における資材等の取扱いについて	1	本工事の設計図書及び参考図に示す資材等については、特定企業の製品または工法を指定するものではない。
				2	本工事で使用する資材等については、設計図書及び参考図のと通りの品質規格・仕様等で積算しており、その品質規格・仕様等と同等品以上の資材を使用すること。 なお、使用にあたっては監督職員の承諾を得るものとする。
				3	「参考図」は建設工事請負契約約款第1条に定める設計図書ではなく、発注者の積算の透明性を確保し入札者の積算、工事費内訳書作成の効率化を図ることを目的に「参考資料」として提示するものであることに留意すること。
		30	設計変更等に伴うコリンズ登録について	1	設計変更等により「本件登録工事の受注に対応した建設業許可業種（いわゆる主たる工種）」が変更となる場合には、工事实績情報サービス（コリンズ）に基づき、契約変更後速やかに「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、変更登録を行うこと。

特 記 仕 様 書					[沖 縄 県]
章	節	条	見出し	項	特 記 及 び 追 加 仕 様 書 事 項
		31	不正軽油の使用の禁止等について	1	受注者は、工事の施工に当たり、工事現場で使用し、若しくは使用させる車両（資機材等の搬出入車両を含む。）又は建設機械等の燃料として、不正軽油（地方税法第144条の32の規定に違反する燃料をいう。）を使用し、又は使用させてはならない。
				2	受注者は、県の税務当局が実施する使用燃料の抜取調査に協力しなければならない。
		32	産業廃棄物税について	1	本工事により発生する建設廃棄物のうち、県内の最終処分場に搬出する産業廃棄物は、産業廃棄物税が課税されるので適正に処理すること。
		33	工期	1	工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。 準備期間 45日 後片付け期間 20日 雨休率（実働工期日数に、休日と作業不能日を見込むための係数 不稼働日数＝実働日数×係数） 0.81 年末年始休暇（6日間）
		34	工事工程の共有	1	受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。 施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の1)～5)に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。 1)受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合 2)著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合 3)工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合 4)資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合 5)その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合
		35	主任技術者及び監理技術者について	1	本工事で配置する技術者は本工事の入札公告に記載しているとおりとする
				2	5千万円以上を下請け契約して工事を施工する場合は、主任技術者に代えて専任の監理技術者を置くものとする。
				3	上記の監理技術者は、指定建設業監理技術者資格者証（以下「資格者証」という）の交付を受けた者（直接的

特 記 仕 様 書					[沖 縄 県]
章	節	条	見出し	項	特 記 及 び 追 加 仕 様 書 事 項
					かつ恒常的な雇用関係にある者）でなければならない。
				4	上記の監理技術者は資格者証を常に携帯し、発注者から請求があったときはこれを提示しなければならない。
				5	監理技術者の氏名、資格名、登録者証交付番号を記載した標識を、公衆の見やすい場所に掲示しなければならない。
				6	請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。
				7	工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている契約工期中の期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。
		36	生コンクリートについて	1	生コンクリートは、JIS認定工場の生コンクリートを使用するものとする。
				2	各構造物に使用するコンクリートの最大水セメント比は、以下の通りとする。 有筋構造物 55% 無筋構造物 60%
		37	スペーサー	1	受注者は、鉄筋のかぶりを保つようにスペーサーを設置しなければならない。 スペーサーは、フーチング・柱及び壁高欄等は1m2あたり原則2個以上、梁・主桁・床版等については、1m2あたり原則4個以上を設置しなければならない。
		38	法定外の労災保険の付保		本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。
		39	建設工事公衆災害防止対策要綱について	1	受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省告示第496号、令和元年9月2日）を遵守して災害の防止を図らなければならない。 適用対象：公衆に係わる区域で施工する工事 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱に基づき、工事の施工に先立ち工事現場の公衆災害の安全対策に関する具体的な計画等を施工計画書へ記載すること。
		40	成績評定の対象工種について	1	成績評定の対象工種について、沖縄県土木建築部土木工事成績評定のガイドラインに基づき、工事着手前の施工打合せ時に協議を行い、施工計画書の「施工管理計画」に記載すること。また、設計変更に伴い変更があった場合も同様とする。
		41	デジタル工事写真の小黑板情報電子化について	1	デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省

特 記 仕 様 書					[沖 縄 県]
章	節	条	見出し	項	特 記 及 び 追 加 仕 様 書 事 項
					力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。本工事では、以下の１． から ４ ． の全てを実施することとする。 １． 対象機器の導入 受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、写真管理基準「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」に記載している技術を使用していること。 URL「 https://www.cryptrec.go.jp/list.html 」 また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。なお、使用機器の事例を以下に示す。 【使用機器の事例】 デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア （一社）施工管理ソフトウェア産業協会 URL「 https://www.jcomsia.org/kokuban 」 ※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。 ２． デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入 受注者は、同条１． の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2 撮影方法」による。 ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。 ３． 小黑板情報の電子的記入の取扱い 本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準に準ずるが、同条２． に示す小黑板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6. 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。 ４． 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品受注者は、同条２． に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は改ざん検知機能（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビュー

特 記 仕 様 書					[沖 縄 県]
章	節	条	見出し	項	特 記 及 び 追 加 仕 様 書 事 項
		42	土木工事書類簡素化の手引き（案）について	1	アソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。 また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したものでもよい。 【チェックツールの事例】 信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会 URL「https://www.jcomsia.org/kokuban」 ※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。 なお、デジタル工事写真の小黑板情報電子化を 実施しない 工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。 本工事は、土木工事書類簡素化の手引き（案）（以下、「書類簡素化の手引き」という。）を適用する工事である。 書類簡素化の手引きとは、工事書類の簡素化を目的としているものであり、受注者において、必要とされる工事書類の作成を妨げるものではない。 ただし、法令等に規定された書類の作成は適正に行うものとする。 なお、疑義が生じた場合は、監督職員へ連絡の上、実施するものとする。 沖縄県のHP 参照 (https://www.pref.okinawa.jp/machizukuri/kenchiku/1023167/1013333/1013334/1013335.html) (ホーム > まちづくり > 建築・開発 > 建築 > 建設技術情報 > 技術情報等 > 技術・建設業課関係の各種基準及び関係図書)
		43	工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知について	1	落札者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方）は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。 通知様式については、沖縄県技術・建設業課のホームページ（下記アドレス）を参照すること。 (https://www.pref.okinawa.jp/machizukuri/kenchiku/1023167/1013333/1013334/1013335.html) (ホーム > まちづくり > 建築・開発 > 建築 > 建設技術情報 > 技術情報等 > 技術・建設業課関係の各種基準及び関係図書)

特 記 仕 様 書					[沖 縄 県]
章	節	条	見出し	項	特 記 及 び 追 加 仕 様 書 事 項
		44	工事費内訳書の提出	1	工事費内訳書には、材料費、労務費、法定福利費の事業主負担分、安全衛生経費、建設業退職金共済契約に係る掛金を記載すること。 ※入札金額の内訳は、別添「那覇港管理組合発注工事における入札金額の内訳に係る対応について(お知らせ)」及び「「労務費に関する基準」の運用方針」（令和7年12月国土交通省）を参考に記入すること。

特 記 仕 様 書

[沖 縄 県]

[コンクリート耐久性向上対策特記仕様書]

塩 化 物 総 量 規 制		摘 要	
工 種	種 別	規 格	部 位
橋脚コンクリート巻立て工	コンクリート充填工	30N/mm2	橋脚

ア ル カ リ 骨 材 反 応 抑 制 対 策		摘 要	
工 種	種 別	規 格	部 位
橋脚コンクリート巻立て工	コンクリート充填工	30N/mm2	橋脚

特 記 仕 様 書

〔 沖 縄 県 〕

第1条（適用工種）

次の示す構造物に使用するセメントコンクリートは、塩化物総量規制及びアルカリ骨材反応対策対象とする。別紙表－1、2を参照

第2条（コンクリート内の塩化物総量規制）

前第1条に示す構造物は、次に示す塩化物総量規制を満足するものでなければならない。

- （1） 鉄筋コンクリート部材、ポストテンション方式のプレストレスコンクリート部材（シース内のグラストを除く）及び用心鉄筋を有する無筋コンクリート部材における許容塩化物量は、 0.3kg/m^3 （c1-重量）とする。
- （2） プレテンション方式のプレストレスコンクリート部材、シース内のグラフト及びオートクレーブ養生を行う製品における許容塩化物量は、 0.3kg/m^3 （c1-重量）とする。
- （3） アルミナセメントを用いる場合、電食の恐れのある場合は、試験結果等から適宜定めるものとし、特に資料がない場合は、 0.3kg/m^3 （c1-重量）とする。

第3条（塩化物総量の測定）

塩化物総量の測定は、請負者の責任において行うものとし、測定は原則としてコンクリートの打設前（グラウト注入前）に打設場所で行い、測定器具、測定方法は次によるものとする。

- （1） 測定器は、その性能については（財）国土開発技術研究センターの評価を受けたものを用いるものとする。
- （2） 測定に用いる容器その他の器具は、コンクリート中のアルカリ等に侵されず、又、測定結果に悪い影響を及ぼさない材質を有し、塩化物の付着等がないように洗浄した後表面の水分を取り除いたものを用いなければならない
- （3） 測定方法

〔a〕 資料の採取

資料はJIS1115（フレッシュコンクリートの資料採取方法）に従い必要量を採取するものとする。

特 記 仕 様 書

[沖 縄 県]

[b] 測定

採取した資料は、さじ等を用いて充分搜拌した後それぞれ測定に必要な量を採り分ける（一回の検査に必要な測定同数は、3回とし、判定方法はその平均値で行う。）

[C] コンクリート中の塩化物含有量の計算方法

3回の測定値の平均値と、示方配合に示された単位水量により、コンクリート中の塩化物含有量を時式を用いて計算する。

$$C_w = K \cdot W_w \cdot X / 100 \quad (\text{kg/cm}^3)$$

C_w : フレッシュコンクリート単位体積当りの塩化物含有量 (kg/cm³, cl-重量換算)

k : 測定器に表示される換算物質の違いを補正するための係数

(CL-では1.00、Naclでは0.607)

W_w : 示方配合に示された単位水量 (kg/m³)

X : 3回の測定値の平均値

(フリージング水のcl-またはNacl換算塩化物濃度%)

第4条 (塩化物の測定回数)

塩化物の測定回数は、下記によるものとする。

- (1) コンクリートの打設が午前・午後にまたがる場合は1日につき2回以上（午前・午後）打設前に行うものとする。但し、打設量が少量で半日で打設が完了する場合は1回でよい。
- (2) コンクリートの種類（材料、配合等）や工場が変わる場合は、その都度1回以上の測定を行うものとする

第5条 (塩化物の測定結果の判定)

塩化物の測定結果の判定は、測定ごとに行うものとしそれぞれの測定における3回の測定の平均値が前第2条に示す塩化物量以下

特 記 仕 様 書

[沖 縄 県]

でなければ打設してはならない。

第 6 条（塩化物の測定結果の報告）

測定結果は、別表（コンクリート中塩分測定表）をとりまとめの上報告しなければならない。また、工事途中においても監督職員より測定結果の提出を求められた時は、ただちに応じなければならない。

第 7 条（アルカリ骨材反応対策）

構造物に使用するコンクリートは、アルカリ骨材反応を抑制するため、次の 3 つの対策の中のいずれか 1 つについて確認をとらなければならない。なお、土木構造物については、1，2 を優先する。

1. コンクリート中のアルカリ総量の抑制

試験成績表に示されたセメントの全アルカリ量の最大値のうち直近 6 ヶ月の最大値（Na₂O換算値％）／100×単位セメント量（配合表に示された値kg/m³）＋0.53×（骨材中のNaCl％）／100×（当該単位骨材量kg/m³）＋混和剤中のアルカリ量kg/m³が3.0kg/m³以下であることを計算で確かめるものとする。

防錆剤等使用量の多い混和剤を用いる場合には、上式を用いて計算すればよい。なお、AE剤、AE減水剤等のように、使用量の少ない混和剤を用いる場合には、簡易的にセメントのアルカリ量だけを考慮して、セメントのアルカリ量×単位セメント量が2.5kg/m³以下であることを確かめればよいものとする。

2. 抑制効果のある混合セメント等の使用

JIS R 5211高炉セメントに適合する高炉セメント（B種またはC種）あるいはJIS R 5213

フライアッシュセメントに適合するフライアッシュセメント（B種またはC種）、もしくは混和材をポルドランドセメントに混入した結合材でアルカリ骨材反応抑制効果の確認されたものを使用する。

3. 安全と認められる骨材の使用

骨材のアルカリシリカ反応性試験（化学法またはモルタルバー法）注）の結果で無害と確認された骨材を使用する。

特 記 仕 様 書

[沖 縄 県]

注) 試験方法は、JIS A 1145骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（化学法）またはJIS A 5308（レデーミクスコンクリート）の付属書7「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（科学法）」、JIS A 1146骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（モルタルバー法）またはJIS A 5308（レデーミクスコンクリート）の付属書8「骨材アルカリシリカ反応性試験方法（モルタルバー法）」による。

第 8 条（アルカリ骨材反応対策の報告）

前第7条によって決定した対策は、関係書類を添付し監督員に報告しなければならない。

第 9 条（その他）

本体策の適切な施工を確認するため、必要に応じ骨材の抜き取り試験を行わせる場合がある。

第10条（コンクリート二次製品における塩化物総量規制及びアルカリ骨材反応対策）

本工事に使用するコンクリート二次製品は、塩化物総量規制については製造工場での管理データや製造時での検査表等によって、塩分量が規制値以下であったこと、またアルカリ骨材反応対策は、製造業者に前第 7 条のどの対策によっているかを報告させ、ともに適合しているものを使用するものとし、その記録を提出するものとする。

特 記 仕 様 書

[沖 縄 県]

コンクリート耐久性向上対策適用二次製品

品 名	塩 化 物 総 量 規 制	ア ル カ リ 骨 材 反 応 抑 制 対 策
	該当なし	該当なし

コンクリート中の塩分測定表

小湾橋耐震補強工事（R8）

請負者名：

主 監 督 員	現 場 監 督 員	現 場 技 術 員

測 定 者 氏 名							
立 会 者 氏 名		監 督			請負者		
測 定 年 月 日		令和 年 月 日			時	刻	
工 種					種	別	
コンクリートの種類							
コンクリートの製造会社名							
混 和 剤 の 種 類					m3当たり 使用量		
セメント の 種 類							
単 位 水 量							
測 定 器 名							
		測定値 (%)又は空欄				塩分量 (kg/m3)	
測 定 番 号	1						
	2						
	3						
計							
平均値							
備考：測定結果に対する処置を講じた事項を記入する。							

現場説明における条件明示		
特記事項	内 容	
1. 施工ヤード	1	工事用の資機材の置場や搬出入は、河川護岸背後の浦添ふ頭南緑地から行う計画である。
2. 工程関係	1	現在、先行の工事（PCパネル1段目設置）を実施しており、本工事の現場着手前（準備期間終了後）までに完了する予定である。先行工事の完了検査後に、本現場に着手するものとする。 【先行の工事】 工 事 名：小湾橋耐震補強工事（R7） 工事内容：PCパネル1段目設置 工 期：令和8年3月31日～令和8年9月30日（10月30日まで工期延長予定）
3-1. 仮設備関係（台船）	1	プレキャストパネル等の資機材搬入、設置に必要な台船等の据付撤去費用や賃料を計上しており、台船を使用して施工する計画である。また、作業員の出入りは、小湾橋に昇降設備を設置して行う計画である。
	2	本工事で使用する台船は、先行の工事から継続して使用する計画のため、工事完了後の片道分の運搬費（現場～大分）を計上している。
3-2. 仮設備関係（仮設鋼材）	1	プレキャストパネル設置にあたっては、先行の工事で設置したホイスト用レールやレール保持材、架設架台の仮設鋼材を使用する計画のため、工事完了後の撤去・処分（スクラップ）を計上している。
3-3. 仮設備関係（ホイスト）	1	プレキャストパネルの設置に必要なホイストの設置撤去費用や運転費用（賃料）を計上している。
4. 積算条件	1	本工事の工種区分は、橋梁保全工事として間接費（共通仮設費、現場管理費）を計上している。
	2	本工事の間接費（共通仮設費率、現場管理費率）は、施行地域区分の補正はしていない。
	3	本工事に係る施工区分（気中・水中）については、平均干潮面(M.L.W.L)を境界に、工事内容ごとに設定している。 なお、コンクリート充填工については、2～3段目を水中不分離性コンクリート（水中）、4段目を普通コンクリート（気中）として計画している。
5. 支給品	1	設置するプレキャストパネル、継手部材は製作済みで、施工前に支給する。また、使用する台船の係留資材（ロープ、チェーン、シャックル8セット）は、先行の工事で購入（買取品）しているため、施工前に支給する。なお、支給品は、以下の場所に保管しており、施工前に引渡しを行う。 プレキャストパネル、係留資材：施工ヤード内 パネルの継手部材：那覇港那覇ふ頭内ヤード
	2	支給するプレキャストパネル、継手部材、係留資材は、「別途製作の製作費」として取り扱い、共通仮設費、現場管理費等の対象とはならない。
6. その他	1	「本工事は、下記の基準を適用している。」

現 場 説 明 に お け る 条 件 明 示		
特 記 事 項	内 容	
	○沖縄県土木工事標準積算基準書（令和8年度版） ○実施設計単価表（令和8年7月1日版） ○建設機械等損料表（平成8年度版）	